

身延町ふるさと納税支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、本町が実施する「身延町ふるさと納税支援業務」（以下「本業務」という。）に際し、寄附に係る業務を委託し効率的な事務を行うとともに、返礼品提供事業者のサポートを充実させ、また、本町の魅力発信や地場産品の PR について専門的な知見を有する者に支援してもらうことで、本町事業者及び地域の活性化を図り、さらには寄附金の増加を図ることを目指し、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、募集及び選定することについて必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1)業 務 名 身延町ふるさと納税支援業務

(2)業 務 内 容 別紙「身延町ふるさと納税支援業務仕様書」のとおり

(3)履 行 期 間 契約締結の翌日から令和 12 年 3 月 31 日（月）まで

※契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までは本業務の業務開始準備期間とし、その期間に生じる費用等は受託者の負担とする。

※この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約である。ただし当該契約に係る本町の歳出予算において、減額又は削除があった場合、この契約を変更し、又は解除することができる。

(4)基 本 委 託 料 想定寄附額令和 7 年度 19,000 千円

令和 8 年度以降 年 38,000 千円

寄附額の 5 %以内とする（消費税及び地方消費税を除く）。

(5)担 当 部 署 身延町役場 企画政策課 企画政策担当

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350

電話：0556-42-4801 FAX：0556-42-2127

E-Mail：furusato@town.minobu.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルへの参加にあたっては、次に掲げる要件を全て満たしている必要がある。

(1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない者であること。

(3)公告又は指名から契約までの期間において、身延町から指名停止等の措置を受けていない者

(4)手形交換所から取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全でない者

(5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(6)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(7)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

①法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

②法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員が経営に参与している者

- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等している者
- ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8)法人税、消費税、地方消費税及び市町村税の滞納がない者
- (9)山梨県内に本店または支店、営業所があり、本業務の実施について、町の要求に応じて来庁し、速やかに対応できる体制を整えていること。

4 スケジュール

No.	内 容	日 程	
1	公募の開始	令和7年7月8日（火）	実施要項等の掲示 （町ホームページ）
2	質問書の受付期間	令和7年7月8日（火）～ 令和7年7月18日（金）午前11時まで	提出方法：電子メール
3	質問への回答 （公表）	令和7年7月23日（水）	町ホームページ
4	提案意向申請書等の提出期限	令和7年7月31日（木）午前11時まで	提出方法：持参又は郵送 ※郵送の場合は、当日消印有効
5	資格確認の結果通知	令和7年8月1日（金）	提案書の提出要請書
6	企画提案書の提出期間	令和7年8月4日（月）～ 令和7年8月21日（木）午前11時まで	提出方法：持参又は郵送 ※郵送の場合は、 <u>提出期日までに必着</u>
7	プレゼンテーション審査	令和7年8月26日（火）を予定	実施時間等詳細は、別途通知
8	審査結果通知	令和7年8月27日（水）を予定	電子メール及び文書にて通知
9	契約締結	令和7年8月下旬を予定	
10	業務開始準備期間	契約締結日から令和7年9月30日（火）	
11	運用開始	令和7年10月1日（水）	

5 実施要項等の配布

(1)配布期間

令和7年7月8日(火)午後1時から7月31日(木)午前11時まで

※配布時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、初日は午後1時から、最終日は午前11時までとする。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1)提出書類 質問書（別紙）

(2)提出期限 令和7年7月18日（金）午前11時まで

(3)提出方法 電子メール

※質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、質問書を電子メールに添付し提出すること。なお、他の方法による質問は受け付けない。

※件名は、『【企業名】ふるさと納税プロポーザルに関する質問』とすること。

(4)提出先

身延町役場企画政策課企画政策担当 担当：河西、臼田

E-mail : furusato@town.minobu.lg.jp

(5)質問書の回答

令和7年7月23日（水）

本町ホームページにて回答を掲載し、質問への個別回答はしないものとする。

7 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出書類その他の関係資料は、本町ホームページからダウンロードすること。

(1)提出書類

No.	書類名	
1	プロポーザル提案意向申請書 (様式第1号)	
2	会社概要書	※プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を取得している場合は、証書の写し又はそれらと同等のセキュリティ規格とわかるもの（任意様式）を添付すること。 ※会社パンフレットがある場合は、参考資料として添付すること。
3	直近年度の納税証明書（写し可）	発行後3カ月以内のもので、国税及び地方税（都道府県税）に未納がないことを示すもの。

(2)提出部数

1部

(3)提出期日

令和7年7月31日（木）午前11時まで

※提出時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午前11時までとする。

※郵送の場合は、当日消印有効とする。

(4)提出方法

持参または郵送

(5)提出先

身延町役場企画政策課企画政策担当 担当：河西、臼田

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

(6)参加資格確認結果の通知

プロポーザル提案資格確認結果通知書(様式第2号)を郵送にて通知

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

No.	書類名	
1	プロポーザル提案書（様式4号）	企画提案書の鑑として提出すること。正本1部のみ、住所・称号又は名称・代表者職氏名・連絡担当者を記載し代表者印を押印する。
2	企画提案書	企画提案書は、仕様書の目的・業務内容、評価基準表に掲げた評価項目順に評価基準内容を踏まえ作成すること。 【評価項目】 4.本町への理解 5.実効性・実現性 6.ポータルサイトとのデータ連携に関する業務 7.ポータルサイトの管理・運営・作成・更新等に関する業務 8.返礼品提供事業者へのサポート体制・返礼品の企画開発 9.返礼品の調達・発送・管理・精算に関する業務 10. 寄附者対応 11. プロモーション戦略 12.その他 ※企画提案書の作成は、様式は任意とするが、サイズはA4版(カラー、ページ制限なし)、両面印刷で作成すること。なお、A4サイズに収まらない場合は、A3サイズの仕様を可能とし、横折込とすること。
3	業務実績の提示（実績がある場合のみ）	【評価項目】1.業務実績 直近5カ年以内に実施したふるさと納税支援業務実績を記載すること
4	業務実施体制	【評価項目】2.業務実施体制 業務体制のフローのほか、業務責任者、業務主担当者、業務担当者の氏名、担当業務等について記入すること。 ※業務の再委託（一部）を行う場合は、再委託先の事業者において再委託する当業務に関する実績を有していることがわかるような資料（会社案内、パンフレット等）を添付すること
5	見積書	【評価項目】3.見積価格 令和7年度想定寄附金額：19,000千円 令和8年度以降想定寄附金額：年38,000千円 提案限度額：寄附金額の5%以内（消費税及び地方消費税を除く） ※委託料には、返礼品の調達費用、配送費用、ポータルサイト利用料、

	決済手数料は含めないものとする。
--	------------------

(2) 提出部数

- ・ 正本 1部（企画提案書表紙へ代表者印を押印したもの）
- ・ 副本 8部（企画提案書表紙への代表印は不要・審査の公平性を期するため商号名称等記載不可）

(3) 提出期日

令和7年8月21日(木) 11時まで

※郵送の場合は提出期日までに必着のこと。期日までに届かなかった企画提案書類については受け付けない。

(4) 提出方法

持参または郵送

(5) 提出先

身延町役場企画政策課企画政策担当 担当：河西、臼田

E-mail : furusato@town.minobu.lg.jp

9 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和7年8月26日(火)

実施時間等詳細については、後日メールにて通知する。

(2) 場所

中富総合会館 2階 AB会議室

(3) 内容

- ・ 1提案者あたり30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分）程度とする。
- ・ プレゼンテーション会場に入室できるのは3名以内とし入室者は会社名を表示した衣類バッジ等、会社を特定できるようなものを身につけないこと。（業務責任者と主担当者は必ず出席すること。）
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。
- ・ スクリーン及びプロジェクターは本町が用意し、PC等のその他の機器は提案者が持参する。

(4) 審査

評価基準に基づき、身延町ふるさと納税支援業務公募型プロポーザル評価委員会

（以下「評価委員会」という。）が審査を行う。

(5) 提案者が1者の場合について

提案者が1者のみの場合、評価委員の評価合計点の平均が60点以上であれば、実施要領、仕様書を満たすものと判断し、その提案者を契約候補者として決定する。

(6) 審査結果

結果通知日：令和7年8月27日（水）

審査を受けた各事業者電子メール及び文書をもって審査結果を通知する。なお、審査経緯の公表は行わない。
また審査内容や結果に対する異議は受け付けない。

10 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに身延町役場企画政策課企画政策担当へメールまたは郵送で提出すること。なお、この場合でもその他の事業

において不利益を被ることはないものとする。

11 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とすることがある。

- ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- ② 企画提案書等が提出期日までに提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積額が上限額を超えている場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ その他提案にあたり著しく信義に反する行為等、評価委員会が失格であると認めた場合

12 その他

- ① 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- ② 提出された提案意向申請書及び企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、身延町情報公開条例(平成16年身延町条例11号)に基づき取り扱うこととする。
- ③ 提出された書類は、返却しないものとする。
- ④ 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。ただし、委託者から指示があった場合を除く。
- ⑤ 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。

13 所管

身延町役場企画政策課企画政策担当 担当：河西、臼田

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350

Tel:0556-42-4801 / Fax:0556-42-2127

Email: furusato@town.minobu.lg.jp